

令和 8 年 第 8 回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 ― 令和 8 年 8 月 20 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 10 分
場 所 ― 高層館 12 階 選挙管理委員会
出席者 ― （委 員）大毛委員長、裏山委員長代理、池西委員、西委員
（事務局）片山事務局長、花岡事務局次長、新家主幹、吉田主幹兼係長、
菊川係長、山口副主査

（大毛委員長）

それでは、ただいまより第 8 回選挙管理委員会を開会いたします。

本日の案件は 3 つあります。案件 1 は、政治活動用立札・看板類の証票の有効期間満了についての報告です。案件 2 は、堺市議会議員選挙における政治活動用ポスターの取扱いについての報告です。案件 3 は、その他となっております。

それでは、案件 1 の報告をお願いいたします。

（山口副主査）

案件 1 について報告いたします。

1 ページをご覧ください。政治活動用に関する立札及び看板類の証票の有効期間満了についてです。

こちらにつきましては、公職選挙法第 143 条第 17 項の規定に基づき、本市の議会議員及び長の選挙に関し、候補者等（候補者となろうとする者及び現職にある者を含む。）又は後援団体の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の有効期間満了及び新たに証票の交付申請の通知をするものです。

現在の証票の有効期限が、本年の 10 月 31 日までとなっており、新たな証票は 4 年後の令和 12 年 10 月 31 日までのものとなります。

交付枚数は、個人・後援団体につき市長はそれぞれ 10 枚以内、市議会議員はそれぞれ 6 枚以内です。

2 ページから 6 ページは注意事項及びそれぞれの申請書になります。

説明は以上です。

（大毛委員長）

ただいま報告をいただきましたが、質問はございませんか。

（委員）

なし。

(大毛委員長)

それでは、案件 1 について、了といたします。

次に、案件 2 の報告をお願いします。

(山口副主査)

案件 2 について報告いたします。

7 ページをご覧ください。堺市議会議員一般選挙における政治活動用ポスターの取扱いについてです。

こちらにつきましては、公職選挙法 143 条第 16 項及び第 19 項の規定に、市議会議員の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日の 6 か月前の日である令和 8 年 10 月 30 日から当該選挙期日までの間は、公職の候補者等の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は氏名類推事項を表示するポスター及び後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示するポスターを、当該選挙区内に掲示できないとされています。現在掲示されている場合又はこれから掲示される場合において同日以後には掲示しないよう案内するものです。

説明は以上です。

(大毛委員長)

ただいま報告をいただきましたが、質問はございませんか。

(裏山委員長代理)

政党の 2 連ポスターは掲示しても問題ないですね。

(山口副主査)

おっしゃるとおりです。

(大毛委員長)

それでは、案件 2 について、了といたします。

次に、その他案件の報告をお願いします。

(花岡次長)

その他案件はございません。

(大毛委員長)

それでは、これをもちまして、第 8 回選挙管理委員会を閉会いたします。